

那覇市公報

第1851号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 1263

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…… 1294

◇規 則◇

那覇市理容師法施行細則等の一部を改正する規則（生活衛生課）…………… 1297

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）………… 1310

◇告 示◇

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について
（保護管理課）…………… 1325

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について
（保護管理課）…………… 1327

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について
（保護管理課）…………… 1328

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について
（保護管理課）…………… 1329

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について （保護管理課）	1330
--	------

◇公 告◇

開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	1332
--------------------------------	------

◇監査委員公表◇

令和5年度前期定期監査の結果について（公表）	1333
------------------------------	------

条 例

那覇市条例第43号

令和5年12月7日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（那覇市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（給料） 第7条 給料は、勤務時間条例第6条第1項の正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて管理職手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（第26条の5第1項の<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。）及び退職手当を除いた全額とする。 （初任給調整手当） 第14条 初任給調整手当は、採用による欠員の補充が困難であると認められる次の各号に掲げる職に新たに採用された職員のうち規則で定めるものに対して、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、当該各号に定める額を支給する。 （1） 医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職 月額<u>41万4,800円</u>以内で<u>規則</u>に定める額 （2） 〔略〕 2～3 〔略〕 （期末手当） 第26条 〔略〕 2 〔略〕 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1	（給料） 第7条 給料は、勤務時間条例第6条第1項の正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて管理職手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（第26条の5第1項の<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。）及び退職手当を除いた全額とする。 （初任給調整手当） 第14条 〔略〕 （1） 医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職 月額<u>41万5,600円</u>以内で<u>規則</u>で定める額 （2） 〔略〕 2～3 〔略〕 （期末手当） 第26条 〔略〕 2 〔略〕 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1

00分の122.5」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「100分の102.5」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。 4～6 [略] (勤勉手当) 第26条の4 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の17.5</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の57.5</u>)を乗じて得た額の総額 3～5 [略] (災害派遣手当) 第26条の5 災害派遣手当(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において読み替えて準用する災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項の<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。)は、災害対策基本法第32条第1項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条に規定する職	00分の122.5」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「100分の102.5」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4～6 [略] (勤勉手当) 第26条の4 [略] 2 [略] (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の127.5</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(管理職員にあっては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額 3～5 [略] (災害派遣手当) 第26条の5 災害派遣手当(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8において読み替えて準用する災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項の<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。)は、災害対策基本法第32条第1項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第26条の8に規定
---	--

員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に限り支給する。	する職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に限り支給する。
2 〔略〕	2 〔略〕
〔別表第1 別記〕	〔別表第1 別記〕
〔別表第2 別記〕	〔別表第2 別記〕
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

〔改正前 別記〕

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
任用	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
短時	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
間勤	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
務職	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
員以	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
外の	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
職員	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900

21	175, 300	232, 200	262, 700	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800	448, 700
22	177, 800	233, 800	264, 400	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600	450, 200
23	180, 300	235, 400	266, 000	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400	451, 600
24	182, 800	236, 900	267, 600	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300	453, 100
25	185, 200	237, 900	269, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100	454, 500
26	186, 900	239, 400	271, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600	455, 800
27	188, 500	240, 700	272, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100	457, 100
28	190, 200	241, 900	274, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700	458, 300
29	191, 700	243, 100	276, 200	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 300
30	193, 400	244, 100	277, 900	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600	460, 000
31	195, 200	245, 100	279, 700	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900	460, 800
32	196, 900	246, 100	281, 200	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	461, 500
33	198, 500	247, 200	282, 400	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	462, 200
34	199, 900	248, 100	284, 100	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600	463, 000
35	201, 400	249, 000	285, 700	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900	463, 700
36	202, 900	250, 000	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 300
37	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800
38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400
39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000
40	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466, 600
41	209, 300	256, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 100
42	210, 600	257, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600
43	211, 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000
44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300
45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600
46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000	
47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400	
48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100	
49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600	
50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000	
51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400	
52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800	
53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200	
54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600	
55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000	
56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300	
57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600	
58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000	
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300	
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600	
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900	
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100		
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400		
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700		

65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	
94		294, 900	342, 600			
95		295, 200	343, 100			
96		295, 600	343, 500			
97		295, 800	343, 700			
98		296, 100	344, 100			
99		296, 500	344, 500			
100		296, 900	344, 800			
101		297, 100	345, 100			
102		297, 400	345, 500			
103		297, 800	345, 900			
104		298, 100	346, 300			
105		298, 300	346, 800			
106		298, 600	347, 200			
107		299, 000	347, 600			
108		299, 300	348, 000			

	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

[改正後 別記]

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900

11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	

55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				

	99		297, 500	345, 500					
	100		297, 900	345, 800					
	101		298, 100	346, 100					
	102		298, 400	346, 500					
	103		298, 800	346, 900					
	104		299, 100	347, 300					
	105		299, 300	347, 800					
	106		299, 600	348, 200					
	107		300, 000	348, 600					
	108		300, 300	349, 000					
	109		300, 500	349, 500					
	110		300, 900	349, 900					
	111		301, 300	350, 200					
	112		301, 600	350, 500					
	113		301, 800	351, 000					
	114		302, 000						
	115		302, 300						
	116		302, 700						
	117		302, 900						
	118		303, 100						
	119		303, 400						
	120		303, 700						
	121		304, 100						
	122		304, 300						
	123		304, 600						
	124		304, 900						
	125		305, 200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 188, 700	円 216, 200	円 256, 200	円 275, 600	円 290, 700	円 316, 200	円 358, 000	円 391, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

[改正前 別記]
別表第2(第8条関係)医療職給料表
医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間		円	円	円	円
	1	253, 600	338, 400	400, 400	471, 700
	2	256, 100	341, 400	403, 300	474, 000

勤 務 職 員 以 外 の 職 員	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700
	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500

47	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500
48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500
49	381, 700	450, 400	504, 000	557, 500
50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400
51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300
52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200
53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000
54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900
55	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800
56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700
57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600
58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500
59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400
60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100
61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000
62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900
63	392, 500	467, 600	518, 800	569, 800
64	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700
65	393, 300	469, 000	520, 500	571, 600
66		469, 700	521, 400	
67		470, 400	522, 100	
68		471, 000	523, 000	
69		471, 300	523, 900	
70		472, 000	524, 700	
71		472, 700	525, 600	
72		473, 400	526, 500	
73		473, 800	527, 300	
74		474, 400	528, 200	
75		475, 100	529, 100	
76		475, 800	529, 800	
77		476, 200	530, 600	
78		476, 800	531, 500	
79		477, 400	532, 400	
80		477, 900	533, 300	
81		478, 500	534, 100	
82		479, 000	535, 000	
83		479, 500	535, 900	
84		480, 000	536, 800	
85		480, 400	537, 600	
86		481, 000	538, 500	
87		481, 400	539, 400	
88		481, 900	540, 300	
89		482, 400	541, 100	
90		483, 000		

	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000

備考 この表は、医師その他規則で定める職員に適用する。

医療職給料表(2)

職員の 区分	職 務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300

26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900
28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	

70	237, 900	279, 700	317, 000	339, 100	380, 100
71	238, 500	280, 800	317, 700	339, 700	380, 600
72	239, 000	281, 900	318, 300	340, 300	381, 100
73	239, 600	282, 500	319, 000	340, 600	381, 700
74	240, 300	283, 200	319, 200	341, 200	382, 200
75	241, 000	283, 700	319, 800	341, 700	382, 800
76	241, 500	284, 500	320, 400	342, 300	383, 400
77	241, 900	285, 300	321, 000	342, 800	383, 900
78	242, 400	285, 900	321, 500	343, 300	384, 400
79	242, 900	286, 500	322, 000	343, 800	384, 900
80	243, 200	287, 100	322, 500	344, 200	385, 400
81	243, 500	287, 800	323, 100	344, 500	385, 700
82	243, 800	288, 300	323, 600	344, 800	386, 200
83	244, 100	288, 700	324, 000	345, 200	386, 600
84	244, 400	289, 100	324, 500	345, 500	387, 000
85	244, 700	289, 300	325, 000	346, 000	387, 400
86		289, 500	325, 400	346, 300	
87		289, 700	325, 600	346, 600	
88		289, 900	326, 000	346, 900	
89		290, 300	326, 400	347, 300	
90		290, 500	326, 800	347, 600	
91		290, 700	327, 200	348, 000	
92		290, 900	327, 600	348, 300	
93		291, 300	327, 900	348, 700	
94		291, 500	328, 100	349, 000	
95		291, 700	328, 500	349, 300	
96		292, 000	328, 800	349, 600	
97		292, 400	329, 000	349, 900	
98		292, 700	329, 300	350, 300	
99		292, 900	329, 600	350, 700	
100		293, 200	329, 900	351, 100	
101		293, 500	330, 100	351, 600	
102		293, 700	330, 400	352, 000	
103		293, 900	330, 800	352, 400	
104		294, 200	331, 000	352, 800	
105		294, 500	331, 200	353, 300	
106			331, 400		
107			331, 800		
108			332, 000		
109			332, 200		
110			332, 600		
111			333, 000		
112			333, 400		
113			333, 600		

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800

備考 この表は、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
1		169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
2		171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
3		172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
4		174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
5		175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
6		177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
7		178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
8		180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
9		181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
10		183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
11		184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
12		186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
13		187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
14		189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
15		191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
16		193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
17		195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
18		197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
19		199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
20		201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
21		203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
22		205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
23		207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
24		209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
25		211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
26		212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
27		213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
28		215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
29		216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
30		217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
31		218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
32		219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900

33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	

77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		

121	296,000	326,900	360,800			
122	296,400	327,200	361,300			
123	296,700	327,500	361,800			
124	297,100	327,800	362,300			
125	297,300	328,000	362,600			
126	297,500	328,300				
127	297,800	328,700				
128	298,200	328,900				
129	298,400	329,100				
130	298,700	329,300				
131	299,100	329,700				
132	299,500	329,900				
133	299,700	330,200				
134	300,000	330,600				
135	300,400	331,000				
136	300,700	331,400				
137	300,900	331,700				
138	301,200	332,100				
139	301,600	332,500				
140	301,900	332,900				
141	302,100	333,200				
142	302,500	333,600				
143	302,900	333,900				
144	303,200	334,300				
145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					

	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

[改正後 別記]

別表第2(第8条関係)

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700

27	350,000	413,100	464,300	526,500
28	352,300	415,100	466,600	528,300
29	354,400	417,200	468,700	529,900
30	356,100	419,300	470,900	531,700
31	357,800	420,900	473,200	533,500
32	359,600	422,600	475,300	535,300
33	361,500	424,500	477,100	536,900
34	363,700	426,000	479,200	538,700
35	365,800	427,800	481,300	540,400
36	367,800	429,600	483,300	542,100
37	369,700	431,500	485,400	543,700
38	371,900	433,500	487,100	545,300
39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300
41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	

	71		474, 100	527, 200	
	72		474, 800	528, 100	
	73		475, 200	528, 900	
	74		475, 800	529, 800	
	75		476, 500	530, 700	
	76		477, 200	531, 400	
	77		477, 600	532, 200	
	78		478, 200	533, 100	
	79		478, 800	534, 000	
	80		479, 300	534, 900	
	81		479, 900	535, 700	
	82		480, 400	536, 600	
	83		480, 900	537, 500	
	84		481, 400	538, 400	
	85		481, 800	539, 200	
	86		482, 400	540, 100	
	87		482, 800	541, 000	
	88		483, 300	541, 900	
	89		483, 800	542, 700	
	90		484, 400		
	91		485, 000		
	92		485, 400		
	93		485, 900		
	94		486, 500		
	95		487, 100		
	96		487, 600		
	97		488, 100		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		297, 300	339, 700	394, 300	467, 400

備考 この表は、医師その他規則で定める職員に適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	167, 200	202, 800	236, 100	258, 800	287, 400	330, 400
	2	168, 600	204, 400	237, 400	259, 900	289, 200	332, 400
	3	170, 000	205, 900	238, 700	261, 100	291, 200	334, 300
	4	171, 400	207, 300	239, 900	262, 200	293, 100	336, 200
	5	172, 700	208, 800	241, 100	263, 400	294, 900	338, 000
	6	174, 500	210, 000	242, 300	264, 600	296, 900	340, 000

7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800

51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200	
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600	
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000	
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400	
86		290,700	326,500	347,300		
87		290,900	326,700	347,600		
88		291,100	327,000	347,900		
89		291,500	327,400	348,300		
90		291,700	327,800	348,600		
91		291,900	328,200	349,000		
92		292,100	328,600	349,300		
93		292,500	328,900	349,700		
94		292,700	329,100	350,000		

	95		292,900	329,500	350,300		
	96		293,200	329,800	350,600		
	97		293,500	330,000	350,900		
	98		293,700	330,300	351,300		
	99		293,900	330,600	351,700		
	100		294,200	330,900	352,100		
	101		294,500	331,100	352,600		
	102		294,700	331,400	353,000		
	103		294,900	331,800	353,400		
	104		295,200	332,000	353,800		
	105		295,500	332,200	354,300		
	106			332,400			
	107			332,800			
	108			333,000			
	109			333,200			
	110			333,600			
	111			334,000			
	112			334,400			
	113			334,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900

備考 この表は、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200

14	203, 200	231, 800	266, 000	283, 000	313, 000	358, 200
15	205, 300	232, 800	266, 800	283, 900	314, 600	360, 200
16	207, 300	233, 700	267, 700	284, 800	316, 200	362, 200
17	209, 300	234, 800	268, 200	285, 800	317, 700	364, 100
18	211, 300	236, 200	269, 000	286, 800	319, 200	366, 100
19	213, 400	237, 600	269, 800	287, 800	320, 700	368, 200
20	215, 400	238, 700	270, 600	288, 900	322, 100	370, 200
21	217, 300	239, 800	271, 300	290, 200	323, 500	371, 900
22	219, 000	241, 400	272, 000	291, 600	324, 900	374, 000
23	220, 700	243, 100	272, 700	292, 800	326, 400	376, 100
24	222, 400	244, 500	273, 500	294, 000	327, 800	378, 100
25	223, 700	245, 700	274, 300	295, 100	329, 200	380, 000
26	225, 000	247, 000	275, 000	296, 500	330, 600	381, 600
27	226, 100	248, 400	275, 800	297, 900	332, 000	383, 400
28	227, 100	249, 700	276, 600	299, 300	333, 400	385, 200
29	228, 200	251, 100	277, 600	300, 300	334, 500	386, 900
30	229, 000	252, 100	278, 700	301, 600	336, 000	388, 600
31	229, 800	252, 900	280, 100	302, 900	337, 400	390, 500
32	230, 500	253, 600	281, 300	304, 100	338, 900	392, 200
33	231, 600	254, 400	282, 500	305, 300	340, 400	393, 900
34	232, 800	255, 300	283, 800	306, 700	341, 900	395, 600
35	233, 900	256, 200	284, 900	308, 100	343, 400	397, 400
36	234, 900	256, 900	286, 100	309, 500	344, 900	399, 100
37	235, 900	257, 600	287, 500	310, 800	346, 500	400, 700
38	237, 200	258, 500	288, 600	312, 100	348, 100	402, 400
39	238, 500	259, 400	289, 700	313, 500	349, 600	404, 200
40	239, 700	260, 300	290, 700	314, 900	351, 100	406, 000
41	240, 500	260, 700	291, 700	316, 400	352, 300	407, 500
42	241, 500	261, 500	292, 900	317, 800	353, 800	409, 000
43	242, 500	262, 300	294, 100	319, 200	355, 300	410, 500
44	243, 500	263, 000	295, 300	320, 500	356, 700	411, 800
45	244, 500	263, 700	296, 400	321, 300	358, 100	412, 900
46	245, 500	264, 400	297, 700	322, 700	359, 100	414, 000
47	246, 400	265, 100	299, 000	324, 100	360, 500	415, 100
48	247, 200	265, 800	300, 200	325, 600	361, 800	416, 300
49	248, 000	266, 500	301, 300	326, 700	363, 100	417, 600
50	248, 900	267, 300	302, 500	328, 000	364, 500	418, 700
51	249, 800	268, 000	303, 700	329, 300	365, 800	419, 900
52	250, 600	268, 900	305, 000	330, 600	367, 100	421, 000
53	251, 200	269, 800	306, 400	331, 900	368, 600	422, 200
54	252, 100	270, 900	307, 700	333, 200	369, 800	423, 200
55	253, 000	272, 000	309, 000	334, 500	370, 900	424, 300
56	253, 800	273, 200	310, 200	335, 800	372, 100	425, 400
57	254, 500	274, 400	311, 000	336, 700	373, 200	426, 500

58	255, 400	275, 800	312, 200	338, 000	374, 100	427, 000
59	256, 000	277, 100	313, 400	339, 200	375, 100	427, 600
60	256, 800	278, 400	314, 800	340, 500	376, 000	428, 000
61	257, 500	279, 600	315, 900	341, 500	376, 600	428, 600
62	258, 200	280, 800	317, 200	342, 400	377, 400	429, 100
63	258, 900	281, 900	318, 400	343, 500	378, 200	429, 500
64	259, 600	283, 000	319, 600	344, 700	379, 000	430, 000
65	260, 200	284, 000	320, 800	345, 800	379, 700	430, 500
66	260, 900	285, 200	322, 100	347, 000	380, 400	430, 900
67	261, 500	286, 400	323, 300	348, 200	381, 200	431, 200
68	262, 100	287, 400	324, 500	349, 200	381, 900	431, 500
69	262, 700	288, 400	325, 200	350, 200	382, 500	431, 900
70	263, 300	289, 800	326, 300	351, 200	383, 100	
71	264, 100	291, 100	327, 400	352, 300	383, 800	
72	264, 900	292, 300	328, 300	353, 400	384, 400	
73	266, 100	293, 300	329, 400	354, 200	385, 100	
74	267, 200	294, 600	330, 100	355, 300	385, 600	
75	268, 200	295, 800	331, 200	356, 400	386, 200	
76	269, 200	297, 000	332, 300	357, 400	386, 700	
77	270, 100	298, 300	333, 400	358, 100	387, 100	
78	271, 000	299, 500	334, 600	358, 900	387, 700	
79	271, 900	300, 700	335, 700	359, 700	388, 200	
80	272, 800	301, 900	336, 800	360, 400	388, 500	
81	273, 600	302, 400	337, 900	361, 000	388, 800	
82	274, 500	303, 600	339, 000	361, 500	389, 300	
83	275, 400	304, 700	340, 000	362, 100	389, 700	
84	276, 000	305, 800	341, 100	362, 600	390, 000	
85	276, 700	306, 900	342, 000	363, 200	390, 300	
86	277, 400	308, 100	343, 000	363, 700	390, 800	
87	278, 100	309, 300	343, 900	364, 300	391, 300	
88	278, 800	310, 400	344, 900	364, 800	391, 700	
89	279, 600	311, 500	345, 800	365, 200	392, 000	
90	280, 400	312, 700	346, 600	365, 600	392, 400	
91	281, 200	313, 900	347, 400	366, 200	392, 900	
92	282, 000	315, 000	348, 200	366, 700	393, 300	
93	282, 800	315, 800	348, 800	367, 000	393, 700	
94	283, 800	316, 500	349, 400	367, 500		
95	284, 700	317, 200	350, 100	367, 900		
96	285, 600	317, 800	350, 700	368, 200		
97	286, 200	318, 300	351, 100	368, 800		
98	286, 800	318, 600	351, 500	369, 300		
99	287, 400	319, 200	352, 000	369, 800		
100	288, 300	319, 800	352, 400	370, 300		
101	289, 100	320, 200	352, 900	370, 900		

102	289, 900	320, 800	353, 300	371, 400
103	290, 700	321, 400	353, 800	371, 900
104	291, 500	321, 900	354, 200	372, 300
105	292, 100	322, 300	354, 500	372, 900
106	292, 600	322, 800	355, 000	373, 400
107	293, 100	323, 300	355, 400	373, 900
108	293, 500	323, 800	355, 700	374, 400
109	293, 700	324, 200	356, 200	375, 000
110	294, 000	324, 600	356, 700	375, 400
111	294, 200	324, 900	357, 200	375, 900
112	294, 500	325, 200	357, 700	376, 400
113	294, 800	325, 500	358, 200	377, 000
114	295, 000	325, 900	358, 700	
115	295, 300	326, 300	359, 200	
116	295, 500	326, 600	359, 600	
117	295, 800	326, 800	360, 000	
118	296, 100	327, 100	360, 400	
119	296, 400	327, 500	360, 900	
120	296, 700	327, 700	361, 400	
121	297, 000	327, 900	361, 800	
122	297, 400	328, 200	362, 300	
123	297, 700	328, 500	362, 800	
124	298, 100	328, 800	363, 300	
125	298, 300	329, 000	363, 600	
126	298, 500	329, 300		
127	298, 800	329, 700		
128	299, 200	329, 900		
129	299, 400	330, 100		
130	299, 700	330, 300		
131	300, 100	330, 700		
132	300, 500	330, 900		
133	300, 700	331, 200		
134	301, 000	331, 600		
135	301, 400	332, 000		
136	301, 700	332, 400		
137	301, 900	332, 700		
138	302, 200	333, 100		
139	302, 600	333, 500		
140	302, 900	333, 900		
141	303, 100	334, 200		
142	303, 500	334, 600		
143	303, 900	334, 900		
144	304, 200	335, 300		
145	304, 400	335, 600		

	146	304,600	336,000				
	147	304,900	336,400				
	148	305,300	336,800				
	149	305,500	337,100				
	150	305,700	337,500				
	151	306,000	337,900				
	152	306,300	338,300				
	153	306,700	338,600				
	154	306,900					
	155	307,100					
	156	307,400					
	157	307,700					
	158	308,000					
	159	308,300					
	160	308,600					
	161	309,000					
	162	309,300					
	163	309,600					
	164	309,900					
	165	310,300					
	166	310,600					
	167	310,900					
	168	311,200					
	169	311,600					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 236,100	円 256,400	円 263,600	円 273,800	円 290,100	円 327,300

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 那覇市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第26条 [略] 2 [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「100分の102.5」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4～6 [略]	(期末手当) 第26条 [略] 2 [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「100分の102.5」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。 4～6 [略]

(勤勉手当) 第26条の4 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の127.5</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(管理職員にあっては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額 3～5 [略]	(勤勉手当) 第26条の4 [略] 2 [略] (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の122.5</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>(管理職員にあっては、<u>100分の58.75</u>)を乗じて得た額の総額 3～5 [略]
備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与に関する特例) 第5条 任期付職員には、次の給料表を適用する。 [表 別記] 2～3 [略]	(給与に関する特例) 第5条 [略] [表 別記] 2～3 [略]
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

[第5条第1項の表]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額(円)	156,500	208,200	242,400	276,000	301,800

[改正後 別記]

[第5条第1項の表]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額(円)	168,500	216,800	248,600	281,000	305,800

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の那覇市職員の給与に関する条例(以下この項及び第4項において「第1条改正後給与条例」という。)第14条、別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第4項において「改正後任期付職員条例」という。)の規定は令和5年4月1日から、第1条改正後給与条例第26条第3項及び第26条の4第2項の規定は令和5年11月30日から適用する。
(異動者の号給の調整)
- 3 令和5年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 4 第1条改正後給与条例又は改正後任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の那覇市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例又は改正後任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

那覇市条例第44号

令和5年12月7日

公 布 済

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 〔略〕 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の160</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕	(期末手当) 第4条 〔略〕 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

第2条 那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 〔略〕 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕	(期末手当) 第4条 〔略〕 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の那覇市特別職職員の給与に関する条例(次項において「第1条改正後条例」という。)の規定は、令和5年11月30日から適用する。
(期末手当の内払)

- 3 第1条改正後条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の那覇市特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。

規 則

那覇市規則第39号

令和5年12月7日

公 布 済

那覇市理容師法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市理容師法施行細則等の一部を改正する規則

(那覇市理容師法施行細則の一部改正)

第1条 那覇市理容師法施行細則(平成24年那覇市規則第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(検査等) 第4条 [略] 2 [略] 3～4 [略] (変更又は廃止の届出) 第5条 <u>法第11条第2項の規定による届出をしようとする者は、変更又は廃止のあった日から10日以内に、理容所開設届出事項変更届又は理容所廃止届に必要な書類を添えて保健所長に提出しなければならない。</u> (地位の承継の届出) 第6条 <u>省令第21条第1項の規定による届出は、理容所開設者地位承継(相続)届に必要な書類を添えて行わなければならない。</u> 2 [略] 3 <u>省令第22条第1項又は第22条の2第1項の規定による届出は、理容所開設者地位承継(合併・分割)届に必要な書類を添えて行わなければならない。</u> (様式等) 第8条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。 [表 別記]	(検査等) 第4条 [略] 2 [略] <u>3 保健所長は、検査確認済証に記載された事項に変更を生じたときは、当該記載された事項を書き換えた検査確認済証を交付するものとする。</u> 4～5 [略] (変更又は廃止の届出) 第5条 <u>省令第20条に規定する届出書の提出及び法第11条第2項の規定による理容所を廃止したときの届出は、変更又は廃止のあった日から10日以内に、理容所開設届出事項変更届又は理容所廃止届を、保健所長に提出してしなければならない。</u> (<u>省令第20条の2第1項に規定する届出書等</u>) 第6条 <u>省令第20条の2第1項、第21条第1項、第22条第1項及び第22条の2第1項に規定する届出書は、理容所開設者地位承継(譲渡・相続・合併・分割)届出書によるものとする。</u> 2 [略] (様式等) 第8条 [略] [表 別記]

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。
- 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 5 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。

[改正前 別記]

[第8条の表]

文書の名称	根拠条項
[略]	
理容所開設検査確認済証再交付申請書	第4条第4項
[略]	
理容所開設者地位承継(相続)届	[略]
理容所開設者地位承継同意書	[略]
理容所開設者地位承継(合併・分割)届	第6条第3項
理容師出張業届	[略]

[改正後 別記]

[第8条の表]

文書の名称	根拠条項
[略]	
理容所開設検査確認済証再交付申請書	第4条第5項
[略]	
理容所開設者地位承継(譲渡・相続・合併・分割)届出書	[略]
理容所開設者地位承継同意書	[略]
理容師出張業届	[略]

(那覇市美容師法施行細則の一部改正)

第2条 那覇市美容師法施行細則(平成24年那覇市規則第60号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(検査等)	(検査等)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 [略]	2 [略]

3～4　〔略〕 （変更又は廃止の届出） 第5条　<u>法第11条第2項の規定による届出をしようとする者は、変更又は廃止のあった日から10日以内に、美容所開設届出事項変更届又は美容所廃止届に必要な書類を添えて保健所長に提出しなければならない。</u> （地位の承継の届出） 第6条　<u>省令第21条第1項の規定による届出は、美容所開設者地位承継（相続）届に必要な書類を添えて行わなければならない。</u> 2　〔略〕 3　<u>省令第22条第1項又は第22条の2第1項の規定による届出は、美容所開設者地位承継（合併・分割）届に必要な書類を添えて行わなければならない。</u> （様式等） 第8条　この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。 〔表　別記〕	3　<u>保健所長は、検査確認済証に記載された事項に変更を生じたときは、当該記載された事項を書き換えた検査確認済証を交付するものとする。</u> 4～5　〔略〕 （変更又は廃止の届出） 第5条　<u>省令第20条に規定する届出書の提出及び法第11条第2項の規定による美容所を廃止したときの届出は、変更又は廃止のあった日から10日以内に、美容所開設届出事項変更届又は美容所廃止届を、保健所長に提出してしなければならない。</u> （省令第20条の2第1項に規定する届出書等） 第6条　<u>省令第20条の2第1項、第21条第1項、第22条第1項及び第22条の2第1項に規定する届出書は、美容所開設者地位承継（譲渡・相続・合併・分割）届出書によるものとする。</u> 2　〔略〕 （様式等） 第8条　〔略〕 〔表　別記〕
備考 1　前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2　前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 3　前条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。 4　前条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。 5　前条の表備考5の規定は、この表による改正について準用する。	

〔改正前　別記〕

〔第8条の表〕

文書の名称	根拠条項
-------	------

[略]	
美容所開設検査確認済証再交付申請書	第4条第4項
[略]	
美容所開設者地位承継(相続)届	[略]
美容所開設者地位承継同意書	[略]
美容所開設者地位承継(合併・分割)届	第6条第3項
美容師出張業届	[略]

[改正後 別記]
[第8条の表]

文書の名称	根拠条項
[略]	
美容所開設検査確認済証再交付申請書	第4条第5項
[略]	
美容所開設者地位承継(譲渡・相続・合併・分割)届出書	[略]
美容所開設者地位承継同意書	[略]
美容師出張業届	[略]

(那覇市旅館業法施行細則の一部改正)
第3条 那覇市旅館業法施行細則(平成24年那覇市規則第61号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(営業許可証等) 第3条 [略]	(営業許可証等) 第3条 [略]
	<u>2 保健所長は、旅館業営業許可証に記載された事項に変更を生じたときは、当該記載された事項を書き換えた旅館業営業許可証を交付するものとする。</u>
	<u>3 営業者は、旅館業営業許可証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失したときは、旅館業営業許可証再交付申請書により、保健所長に再交付を申請することができる。この場合において、破損し、又は著しく汚損した旅館業営業許可証については、これを添付しなければならない。</u>
<u>2 法第3条第5項の規定により、許可を与えないときは、旅館業営業不許可通知書により通知するものとする。</u> <u>(地位の承継の申請)</u>	<u>4 法第3条第5項の規定による通知は、旅館業営業不許可通知書によるものとする。</u> <u>(省令第1条の3第1項に規定する申請書</u>

<u>第4条 省令第2条第1項の規定による申請は、旅館業営業承継(合併・分割)承認申請書に必要な書類を添えて行わなければならない。</u> <u>2 省令第3条第1項の規定による申請は、旅館業営業承継(相続)承認申請書に必要な書類を添えて行わなければならない。</u> <u>3 [略]</u> (旅館業営業承継承認書) 第5条 保健所長は、法第3条の2第1項又は法第3条の3第1項の規定により営業者の地位の承継の承認をしたときは<u>旅館業営業承継(合併・分割・相続)承認書を、承継を不承認としたときは旅館業営業承継(合併・分割・相続)不承認通知書</u>を交付するものとする。 (様式等) 第8条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。 [表 別記]	等) <u>第4条 省令第1条の3第1項、第2条第1項及び第3条第1項に規定する申請書は、旅館業営業承継(譲渡・相続・合併・分割)承認申請書によるものとする。</u> <u>2 [略]</u> (旅館業営業承継承認書等) 第5条 保健所長は、法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項に規定する承認をするときは<u>旅館業営業承継(譲渡・相続・合併・分割)承認書を、承認をしないときは旅館業営業承継(譲渡・相続・合併・分割)不承認通知書</u>を交付するものとする。 (様式等) 第8条 [略] [表 別記]
備考 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 3 第1条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 5 第1条の表備考5の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]
[第8条の表]

文書の名称	根拠条項
[略]	
旅館業営業許可証	[略]
旅館業営業不許可通知書	第3条第2項
旅館業営業承継(合併・分割)承認申請書	[略]
旅館業営業承継(相続)承認申請書	第4条第2項
旅館業相続同意書	第4条第3項

旅館業営業承継(合併・分割・相続)承認書	[略]
旅館業営業承継(合併・分割・相続)不承認通知書	[略]
[略]	

[改正後 別記]
[第8条の表]

文書の名称	根拠条項
[略]	
旅館業営業許可証	[略]
旅館業営業許可証再交付申請書	第3条第3項
旅館業営業不許可通知書	第3条第4項
旅館業営業承継(譲渡・相続・合併・分割)承認申請書	[略]
旅館業相続同意書	第4条第2項
旅館業営業承継(譲渡・相続・合併・分割)承認書	[略]
旅館業営業承継(譲渡・相続・合併・分割)不承認通知書	[略]
[略]	

(那覇市公衆浴場法施行細則の一部改正)
第4条 那覇市公衆浴場法施行細則(平成24年那覇市規則第62号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(営業許可証等) 第3条 [略]	(営業許可証等) 第3条 [略]
	<u>2 保健所長は、公衆浴場営業許可証に記載された事項に変更を生じたときは、当該記載された事項を書き換えた公衆浴場営業許可証を交付するものとする。</u>
	<u>3 営業者は、公衆浴場営業許可証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失したときは、公衆浴場営業許可証再交付申請書により、保健所長に再交付を申請することができる。この場合において、破損し、又は著しく汚損した公衆浴場営業許可証については、これを添付しなければならない。</u>
<u>2 法第2条第2項の規定により許可を与えないときは、公衆浴場営業不許可通知書により通知するものとする。</u> (地位の承継の届出)	<u>4 法第2条第2項ただし書の規定による通知は、公衆浴場営業不許可通知書によるものとする。</u> (省令第1条の2第1項に規定する届書等)
第5条 省令第2条第1項の規定による届出	第5条 省令第1条の2第1項、第2条第1項、

<u>は、公衆浴場営業者地位承継(相続)届により行わなければならない。</u>	<u>第3条第1項及び第3条の2第1項に規定する届書は、公衆浴場営業者地位承継(譲渡・相続・合併・分割)届書によるものとする。</u>
2 〔略〕	2 〔略〕
<u>3 省令第3条第1項又は省令第3条の2第1項の規定による届出は、公衆浴場営業者地位承継(合併・分割)届に必要な書類を添えて行わなければならない。</u> (様式等)	(様式等)
第8条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。 〔表 別記〕	第8条 〔略〕 〔表 別記〕
備考 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 3 第1条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。 4 前条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。 5 第1条の表備考5の規定は、この表による改正について準用する。	

〔改正前 別記〕

〔第8条の表〕

文書の名称	根拠条項
〔略〕	
公衆浴場営業許可証	〔略〕
公衆浴場営業不許可通知書	第3条第2項
〔略〕	
公衆浴場営業者地位承継(相続)届	〔略〕
公衆浴場相続同意書	〔略〕
公衆浴場営業者地位承継(合併・分割)届	第5条第3項
公衆浴場営業許可申請・承継届出事項変更届	〔略〕
〔略〕	

〔改正後 別記〕

〔第8条の表〕

文書の名称	根拠条項
〔略〕	
公衆浴場営業許可証	〔略〕
公衆浴場営業許可証再交付申請書	第3条第3項
公衆浴場営業不許可通知書	第3条第4項

[略]	
公衆浴場営業者地位承継(譲渡・相続・合併・分割)届書	[略]
公衆浴場相続同意書	[略]
公衆浴場営業許可申請・承継届出事項変更届	[略]
[略]	

(那覇市クリーニング業法施行細則の一部改正)

第5条 那覇市クリーニング業法施行細則(平成24年那覇市規則第63号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(開設等の届出) 第2条 [略] 2 [略] 3 前2項の届出をする営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、前2項の届出に、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。 (1)～(4) [略] (検査確認済証等の交付) 第3条 [略] 2 <u>クリーニング所の営業者は、検査確認済証をクリーニング所の見やすい場所に掲げるものとする。</u> 3 保健所長は、<u>法第5条第2項に規定する営業(以下「無店舗取次店」という。)</u>の届出を受理したときは、当該届出の内容を確認のうえ、無店舗取次店届出済証(以下「届出済証」という。)を当該無店舗取次店の営業者に交付するものとする。	(開設等の届出) 第2条 [略] 2 [略] 3 前2項の届出をする営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店(<u>法第5条第2項に規定する営業をいう。以下同じ。)</u>を営んでいるときは、前2項の届出に、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。 (1)～(4) [略] (検査確認済証等) 第3条 [略] 2 保健所長は、<u>無店舗取次店</u>の届出を受理したときは、当該届出の内容を確認のうえ、無店舗取次店届出済証(以下「届出済証」という。)を当該無店舗取次店の営業者に交付するものとする。 3 <u>保健所長は、検査確認済証又は届出済証に記載された事項に変更が生じたときは、当該記載された事項を書き換えた検査確認済証又は届出済証を交付するものとする。</u> 4 <u>クリーニング所の営業者は、検査確認済証をクリーニング所の見やすい場所に掲</u>

<u>(地位の承継の届出)</u> 第6条 省令第2条の2第1項の規定による届出は、<u>クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継(相続)届</u>により行わなければならない。 2 [略] 3 省令第2条の3第1項又は第2条の4第1項の規定による届出は、<u>クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継(合併・分割)届</u>により行わなければならない。 (様式等) 第8条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。 [表 別記]	<u>げるものとする。</u> <u>(省令第2条の2第1項に規定する届出書等)</u> 第6条 省令第2条の2第1項、第2条の3第1項、第2条の4第1項及び第2条の5第1項に規定する届出書は、<u>クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継(譲渡・相続・合併・分割)届出書</u>によるものとする。 2 [略] (様式等) 第8条 [略] [表 別記]
備考 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。 3 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 4 第1条の表備考5の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

[第8条の表]

文書の名称	根拠条項
[略]	
無店舗取次店届出済証	<u>第3条第3項</u>
[略]	
<u>クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継(相続)届</u>	[略]
クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継同意書	[略]
<u>クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継(合併・分割)届</u>	<u>第6条第3項</u>
業務従事者の伝染性疾病に関する届出書	[略]

[改正後 別記]

[第8条の表]

文書の名称	根拠条項
[略]	
無店舗取次店届出済証	<u>第3条第2項</u>
[略]	

クリーニング所(無店舗取次店) 営業者地位承継(譲渡・相続・合併・分割)届	[略]
クリーニング所(無店舗取次店) 営業者地位承継同意書	[略]
業務従事者の伝染性疾病に関する届出書	[略]

(那覇市興行場法施行細則の一部改正)

第6条 那覇市興行場法施行細則(平成24年那覇市規則第64号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(営業許可証等) 第3条 [略] 2 法第2条第2項の規定により許可を与えないときは、興行場営業不許可通知書により通知するものとする。 (地位の承継の届出) 第4条 法第2条の2第2項の規定による相続の場合の届出は、興行場営業者地位承継(相続)届に必要な書類を添えて行わなければならない。 2 前項の場合において、相続人が2人以上あるときは、その全員の同意により当該営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者である旨を証明する興行場相続同意書を添付するものとする。 3 法第2条の2第2項の規定による合併又は分割の場合の届出は、興行場営業者地位承継(合併・分割)届に必要な書類を添えて行わなければならない。	(営業許可証等) 第3条 [略] 2 保健所長は、興行場営業許可証に記載された事項に変更が生じたときは、当該記載された事項を書き換えた興行場営業許可証を交付するものとする。 3 営業者は、興行場営業許可証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失した場合は、興行場営業許可証再交付申請書により、保健所長に再交付を申請することができる。この場合において、破損し、又は著しく汚損した興行場営業許可証については、これを添付しなければならない。 4 法第2条第2項ただし書の規定による通知は、興行場営業不許可通知書によるものとする。 (地位の承継の届出) 第4条 法第2条の2第2項の規定による届出は、興行場営業者地位承継(譲渡・相続・合併・分割)届によるものとする。 2 法第2条の2第1項に規定する相続人の全員の同意は、興行場相続同意書によるものとし、前項の届出にこれを添付しなければならない。

(様式等) 第7条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。 [表 別記]	(様式等) 第7条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類(第4条第2項の規定により添付すべきこととされているものを除く。)は、市長が定める。 [表 別記]
備考 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 3 第1条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。 4 第3条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。 5 第1条の表備考5の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

[第7条の表]

文書の名称	根拠条項
[略]	
興行場営業許可証	[略]
興行場営業不許可通知書	第3条第2項
興行場営業者地位承継(相続)届	[略]
興行場相続同意書	[略]
興行場営業者地位承継(合併・分割)届	第4条第3項
興行場営業許可・承継事項変更届	[略]
[略]	

[改正後 別記]

[第7条の表]

文書の名称	根拠条項
[略]	
興行場営業許可証	[略]
興行場営業許可証再交付申請書	第3条第3項
興行場営業不許可通知書	第3条第4項
興行場営業者地位承継(譲渡・相続・合併・分割)届	[略]
興行場相続同意書	[略]
興行場営業許可・承継事項変更届	[略]
[略]	

(那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部改正)

第7条 那覇市保健所長に対する事務委任規則(平成25年那覇市規則第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（旅館業法に関する事務） 第7条 旅館業法(昭和23年法律第138号。以下この条において「法」という。)及び旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下この条において「省令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1) 〔略〕 (2) 法第3条の2及び第3条の3の規定による営業者の地位の承継の承認に関すること。 (3)～(7) 〔略〕	（旅館業法に関する事務） 第7条 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 法第3条の2、<u>第3条の3及び第3条の4</u>の規定による営業者の地位の承継の承認に関すること。 (3)～(7) 〔略〕
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後においてもなお当分の間、この規則の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。

那覇市規則第40号

令和5年12月7日

公 布 済

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[付則別表第1 別記]	[付則別表第1 別記]
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市現業職員の給与に関する規則(次項において「改正後現業規則」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後現業規則の規定を適用する場合においては、改正前の那覇市現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後現業規則の規定による給与の内払とみなす。

[改正前 別記]

付則別表第1

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300

16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700

58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000
94		294, 900	342, 600		
95		295, 200	343, 100		
96		295, 600	343, 500		
97		295, 800	343, 700		
98		296, 100	344, 100		
99		296, 500	344, 500		

	100		296,900	344,800		
	101		297,100	345,100		
	102		297,400	345,500		
	103		297,800	345,900		
	104		298,100	346,300		
	105		298,300	346,800		
	106		298,600	347,200		
	107		299,000	347,600		
	108		299,300	348,000		
	109		299,500	348,500		
	110		299,900	348,900		
	111		300,300	349,200		
	112		300,600	349,500		
	113		300,800	350,000		
	114		301,000			
	115		301,300			
	116		301,700			
	117		301,900			
	118		302,100			
	119		302,400			
	120		302,700			
	121		303,100			
	122		303,300			
	123		303,600			
	124		303,900			
	125		304,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700

[改正後 別記]

付則別表第1

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600

8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200

50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600

	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000
	94		295,900	343,600		
	95		296,200	344,100		
	96		296,600	344,500		
	97		296,800	344,700		
	98		297,100	345,100		
	99		297,500	345,500		
	100		297,900	345,800		
	101		298,100	346,100		
	102		298,400	346,500		
	103		298,800	346,900		
	104		299,100	347,300		
	105		299,300	347,800		
	106		299,600	348,200		
	107		300,000	348,600		
	108		300,300	349,000		
	109		300,500	349,500		
	110		300,900	349,900		
	111		301,300	350,200		
	112		301,600	350,500		
	113		301,800	351,000		
	114		302,000			
	115		302,300			
	116		302,700			
	117		302,900			
	118		303,100			
	119		303,400			
	120		303,700			
	121		304,100			
	122		304,300			
	123		304,600			
	124		304,900			
	125		305,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700

〔改正前 別記〕

別表第1(第3条、第4条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
-------	------	----	----	----	----	----

定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
	37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
	38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
	39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
	40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
	41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
	42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600

43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	
78	218,700	256,200	288,200	314,500	
79	219,100	256,700	288,700	314,800	
80	219,500	257,200	289,100	315,100	
81	220,000	257,500	289,500	315,400	
82	220,300	257,800	289,900	315,700	
83	220,600	258,100	290,400	316,000	
84	221,000	258,400	290,900	316,300	
85	221,500	258,600	291,300	316,500	
86	221,900	258,800	291,900	316,900	

87	222,300	259,100	292,500	317,200
88	223,000	259,400	293,100	317,400
89	223,400	259,600	293,400	317,600
90	223,900	259,800	293,900	317,900
91	224,400	260,200	294,400	318,200
92	224,800	260,400	294,800	318,500
93	225,100	260,700	295,200	318,700
94	225,500	261,100	295,700	319,000
95	225,900	261,400	296,200	319,300
96	226,200	261,700	296,700	319,500
97	226,500	261,900	297,000	319,700
98	226,900	262,200	297,400	320,000
99	227,300	262,400	297,900	320,300
100	227,700	262,700	298,400	320,500
101	228,100	263,000	298,800	320,700
102	228,500	263,200	299,200	
103	228,900	263,500	299,500	
104	229,300	263,800	299,800	
105	229,700	264,000	300,100	
106	230,200	264,200	300,500	
107	230,500	264,500	300,900	
108	230,900	264,700	301,300	
109	231,100	265,000	301,600	
110	231,500	265,300	302,000	
111	232,000	265,600	302,400	
112	232,400	265,800	302,700	
113	232,600	266,000	302,900	
114	233,100	266,300	303,200	
115	233,600	266,500	303,500	
116	234,100	266,700	303,700	
117	234,400	267,000	303,900	
118	234,800	267,300	304,200	
119	235,200	267,600	304,500	
120	235,600	267,900	304,700	
121	236,000	268,100	304,900	
122		268,300	305,200	
123		268,600	305,500	
124		268,900	305,700	
125		269,100	305,900	
126		269,300	306,200	
127		269,600	306,500	
128		269,900	306,700	
129		270,100	306,900	
130		270,300	307,200	

	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

[改正後 別記]

別表第1(第3条、第4条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600

26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400

70	221, 100	255, 100	284, 300	312, 300
71	221, 400	255, 500	285, 100	312, 800
72	221, 700	255, 800	285, 800	313, 300
73	221, 900	256, 000	286, 500	313, 600
74	222, 300	256, 300	287, 200	314, 100
75	222, 600	256, 700	287, 900	314, 600
76	223, 000	257, 100	288, 700	315, 000
77	223, 200	257, 400	289, 200	315, 200
78	223, 700	257, 800	289, 700	315, 500
79	224, 000	258, 200	290, 100	315, 800
80	224, 300	258, 600	290, 500	316, 100
81	224, 600	258, 900	290, 900	316, 400
82	224, 900	259, 200	291, 300	316, 700
83	225, 200	259, 500	291, 800	317, 000
84	225, 500	259, 700	292, 300	317, 300
85	225, 800	259, 900	292, 600	317, 500
86	226, 100	260, 100	293, 100	317, 900
87	226, 400	260, 400	293, 700	318, 200
88	226, 700	260, 700	294, 200	318, 400
89	227, 000	260, 900	294, 500	318, 600
90	227, 400	261, 100	295, 000	318, 900
91	227, 700	261, 400	295, 500	319, 200
92	228, 000	261, 600	295, 800	319, 500
93	228, 200	261, 900	296, 200	319, 700
94	228, 500	262, 200	296, 700	320, 000
95	228, 800	262, 500	297, 200	320, 300
96	229, 100	262, 700	297, 700	320, 500
97	229, 300	262, 900	298, 000	320, 700
98	229, 600	263, 200	298, 400	321, 000
99	229, 800	263, 400	298, 900	321, 300
100	230, 100	263, 700	299, 400	321, 500
101	230, 400	264, 000	299, 800	321, 700
102	230, 600	264, 200	300, 200	
103	230, 900	264, 500	300, 500	
104	231, 200	264, 800	300, 800	
105	231, 500	265, 000	301, 100	
106	232, 000	265, 200	301, 500	
107	232, 300	265, 500	301, 900	
108	232, 600	265, 700	302, 300	
109	232, 800	266, 000	302, 600	
110	233, 200	266, 300	303, 000	
111	233, 600	266, 600	303, 400	
112	233, 900	266, 800	303, 700	
113	234, 100	267, 000	303, 900	

	114	234, 600	267, 300	304, 200		
	115	235, 100	267, 500	304, 500		
	116	235, 600	267, 700	304, 700		
	117	235, 900	268, 000	304, 900		
	118	236, 300	268, 300	305, 200		
	119	236, 700	268, 600	305, 500		
	120	237, 000	268, 900	305, 700		
	121	237, 400	269, 100	305, 900		
	122		269, 300	306, 200		
	123		269, 600	306, 500		
	124		269, 900	306, 700		
	125		270, 100	306, 900		
	126		270, 300	307, 200		
	127		270, 600	307, 500		
	128		270, 900	307, 700		
	129		271, 100	307, 900		
	130		271, 300	308, 200		
	131		271, 600	308, 500		
	132		271, 900	308, 700		
	133		272, 100	308, 900		
	134		272, 300			
	135		272, 600			
	136		272, 900			
	137		273, 100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 194, 600	円 205, 700	円 224, 200	円 245, 000	円 275, 700

告 示

那覇市告示第 435 号
令和 6 年 1 月 4 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 覚

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
在宅ケアセンター 春陽	医療法人 はごろも会	令和 5 年 10 月 1 日～ 令和 11 年 9 月 30 日
那覇市古島一丁目 22 番地の 1 4 階		
ナースステーションしんらい那覇	有限会社アカザワ	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 11 年 3 月 31 日
那覇市壺川 2 丁目 13-46 1 階		
なかよし内科クリニック	医療法人 朝陽	令和 5 年 11 月 1 日～ 令和 11 年 10 月 31 日
那覇市真嘉比二丁目 29 番 28 号 2 階		
かふう整形クリニック	久保田 徹也	令和 5 年 12 月 1 日～ 令和 11 年 11 月 30 日
那覇市字国場 271-1 ウズン・ビラ国場 2 B		

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
こくば皮フ科	平良 真希子	令和5年12月1日～ 令和11年11月30日
那覇市字国場 271－1 ウズン・ビラ国場2 A		
ファーマライズ薬局 国場店	ファーマライズ株式会社	令和5年12月1日～ 令和11年11月30日
那覇市字国場 271 番地 1		

那覇市告示第 436 号
令和 6 年 1 月 4 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
嘉数歯科医院	嘉数 武男	令和５年９月３０日
那覇市安里２－４－１７ ライオンズマンション ２０５		
なかよし内科クリニック	仲吉 朝史	令和５年１１月１日
那覇市真嘉比２丁目２９番２８号 ２階		
泉崎薬局	吉田 和子	令和５年１１月１日
那覇市泉崎１－１７－９		

那覇市告示第 437 号
令和 6 年 1 月 4 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 寛

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
訪問看護 t e e o f f		令和 5 年 7 月 1 日
所在地	那覇市辻 1－4－21（205） （那覇市前島 3 丁目 8－7）	

那覇市告示第 438 号
令和 6 年 1 月 4 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
ケアプランあさ 那覇店		令和 5 年 9 月 1 日
名称及び所在地	ケアプランあさ那覇店 那覇市三原 3 丁目 12 番 20 号 ウィンズ三原 1 F (ケアプランあさ真嘉比店 那覇市真嘉比 3 丁目 7 番地 9 号 Olive1 階 101 号室)	
訪問看護 tee off		令和 5 年 7 月 1 日
所在地	那覇市辻 1 - 4 - 21 (205) (那覇市前島 3 丁目 8 - 7)	
ツクイ沖縄新都心		令和 5 年 10 月 1 日
名称及び所在地	ツクイ沖縄新都心 那覇市銘苅一丁目 11 番 3 号 新都心 76 ビル 1 F 電話：098-863-8701 FAX：098-863-8703 (ツクイ沖縄那覇 那覇市銘苅三丁目 12 番 32 号 電話：098-941-7322 FAX：098-941-7323)	

那覇市告示第 439 号
令和 6 年 1 月 4 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 寛

施 術 機 関 名 称（施術所名称）		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
岡崎 里栄（KEiROW 那覇中央ステーション）		令和 5 年 11 月 1 日
施術所の名称・所在地	KEiROW 那覇中央ステーション 那覇市泊 1－6－2 ライオンズマンション 泊 901 （琉球治療院 那覇市銘苅 2－11－19 グローヴィーサイト新都心 2F～4F）	
知念 章皇（フレアス在宅マッサージ沖縄）		令和 3 年 2 月 14 日
施術者の氏名・生年月日および住所	知念 章皇 （平良 章皇）	

施 術 機 関 名 称（施術所名称）		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
伊良皆 ひかる（フレアス在宅マッサージ沖縄）		令和4年5月26日
施術者の氏名・生年月日および住所	伊良皆 ひかる （本永 ひかる）	
吉村 澄子（フレアス在宅マッサージ沖縄）		令和4年12月25日
施術者の氏名・生年月日および住所	吉村 澄子 （木間塚 澄子）	
田中 浩子（フレアス在宅マッサージ沖縄）		令和4年5月10日
施術者の氏名・生年月日および住所	田中 浩子 （田端 浩子）	

公 告

那覇市公告第 595 号

令和 5 年 12 月 11 日

掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 知念 覚

- 1 開発協議同意年月日、番号及び指令番号
令和 5 年 9 月 15 日 第 24-53-06 号
那覇市指令ま建指 第 41-24-53-06 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里石嶺町 4 丁目 335 番 他 13 筆
3-4 工区
- 3 公共施設
なし
- 4 開発協議を受けた者の住所及び氏名
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市長 知念 覚
- 5 検査済証番号
令和 5 年 12 月 11 日 那ま建指第 146 号
- 6 工事完了年月日
令和 5 年 10 月 17 日

監査委員公表

那監公表第4号

令和6年1月4日

那覇市監査委員	上 地 英 之
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	前 泊 美 紀

令和5年度前期定期監査の結果について（公表）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項に基づき実施した令和5年度前期定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年度
前期定期監査報告書

令和 5 年 12 月
那 霸 市 監 査 委 員

令和5年度前期定期監査報告書

第1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和2年那覇市監査委員告示第1号）

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び4項の規定に基づく財務事務の執行に関する定期監査

第3 監査の対象

1 対象範囲

令和4年度に執行された予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等の財務に関する事務。なお、必要と認める場合は、現年度及び過年度も範囲に含むものとした。

2 対象部署

(1)経済観光部

商工農水課、なはまち振興課、観光課

(2)教育委員会 生涯学習部

総務課、生涯学習課、市民スポーツ課、施設課、公民館、図書館

(3)教育委員会 学校教育部

学校教育課、教育相談課、学務課、学校給食課、教育研究所

第4 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた実務ガイドライン第3編第3章第1節の財務事務監査の着眼点に準じ、主として以下の事項とした。

1 予算の執行及び事務処理

(1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

(2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。

2 収入事務

(1) 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

(2) 調定の時期及び手続は適正か。

(3) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

(4) 収納率低下の場合、その原因の把握及び対策は適切か。

3 支出事務

(1) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(2) 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

(3) 請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。

(4) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

4 契約事務

(1) 入札契約方式の選択は適正に行われているか。

- (2) 随意契約による場合、その理由は適正か。
- (3) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
また、これらの内容は適正か
- (4) 工事完成の時期、物品の納入時期及びその他の契約の履行期限は守られているか。

5 財産管理事務

- (1) 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。
- (2) 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。
- (3) 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。
- (4) 基金設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、確実、効率的に運用されているか。

第 5 監査の主な実施内容

- 1 監査対象部署に関係書類の提出及び提示を求めた。
- 2 事務局職員による予備監査を実施した。
- 3 監査委員による監査を実施した。

第 6 監査の期間、日程及び実施場所

- 1 期間 令和5年8月4日から令和5年12月1日まで
- 2 主な日程
 - (1) 実施通知日：8月4日（金）
 - (2) 予備監査：9月26日（火）～10月3日（火）
 - (3) 監査委員監査：11月6日（月）、7日（火）、8日（水）
 - (4) 監査委員協議：11月24日（金）、27日（月）
 - ① 監査の結果に関する報告協議
 - ② 那覇市監査委員監査基準第19条の規定による弁明等の聴取については、実施しないことを決定
：12月1日（金）
 - ③ 監査の結果に関する報告の決定

3 実施場所

対象部署及び監査会議室（本庁舎12階）

第 7 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、次の指摘事項等の各事項に述べるとおり、一部に改善を要する状況や好ましくない状況があった。

なお、軽微な事項については、口頭による指導を行った。

1 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

(1) 指摘事項等の内容別件数

（単位：件）

区 分（※注1） 部局・課名	指摘事項等の内容別件数（※注2）				
	指摘事項	是正事項	注意事項	要望事項	合計
経済観光部	-	1	15	1	17
商工農水課	-	1	9	-	10
なはまち振興課	-	-	4	1	5
観光課	-	-	2	-	2
教育委員会生涯学習部	-	-	13	-	13
総務課	-	-	1	-	1
生涯学習課	-	-	2	-	2
市民スポーツ課	-	-	1	-	1
施設課	-	-	3	-	3
公民館	-	-	3	-	3
図書館	-	-	3	-	3
教育委員会学校教育部	-	-	16	1	17
学校教育課	-	-	8	-	8
教育相談課	-	-	2	-	2
学務課	-	-	4	-	4
学校給食課	-	-	1	-	1
教育研究所	-	-	1	1	2
合 計	-	1	44	2	47

（※注1）指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

- （1）指摘事項：重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。
- （2）是正事項：改善を要する悪い状況を改め正すこと。
- （3）注意事項：好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。
- （4）要望事項：予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

（※注2）内容別件数には、次の（2）共通事項の指摘件数を含む。

(2) 共通事項

ア 歳入調定遅れについて（注意事項）

次の（ア）～（ク）の歳入事務については、調定をしなければならない日から遅れての調定となっている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定められている。

歳入の調定に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われない。

（ア）伝統工芸館特別展示室入館料収入 （商工農水課）

- (イ)ミバエ地上防除作業費 (商工農水課)
- (ウ)さとうきび及び甘しや糖生産見込み調査費 (商工農水課)
- (エ)ITインキュベート施設会議室及びIT研修室使用料 (滞納繰越分)
(商工農水課)
- (オ)公設市場使用料 (滞納繰越分) (なはまち振興課)
- (カ)公設市場光熱水費実費徴収金 (滞納繰越分) (なはまち振興課)
- (キ)令和 4 年度学校保健特別対策事業費補助金 (感染症対策等の学校教育活動継続支援事業) 小学校 (学務課)
- (ク)令和 4 年度学校保健特別対策事業費補助金 (感染症対策等の学校教育活動継続支援事業) 中学校 (学務課)

イ 歳入調定(事後調定)遅れについて(注意事項)

次の(ア)及び(イ)の事後調定については、当月毎に一括して調定をするべきところ、失念により遅れての調定となっている。

那覇市会計規則第20条第2項では、その性質上収納前に調定をすることができないものについては、当該歳入が収納された後、速やかに調定をしなければならないとされ、ただし、収納の都度調定をすることにより当該事務以外の事務に著しい支障を及ぼすと認められる歳入については、毎月末日現在における当該月に収納された歳入の調定を一括して行うことができると定められている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

- (ア)公設市場使用料に係る督促手数料及び延滞金 (なはまち振興課)
- (イ)貸切バス待機場使用料 (明治橋) (観光課)

ウ 調定決定調書兼通知書の提出遅れについて(注意事項)

次の(ア)～(オ)の歳入事務について、那覇市会計規則第20条第1項に基づき、調定決定調書兼通知書を作成したものの、認識の誤りや失念により遅れて会計管理者へ通知している。

那覇市会計規則第21条第1項は、歳入の調定をしたときは、調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならない旨定めている。

調定の通知に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

- (ア)那覇市地域消費促進事業余剰金 (滞納繰越分) (商工農水課)
- (イ)那覇市奨学金の返還 (生涯学習課)
- (ウ)牧志駅前ほしぞら公民館の各月分駐車場分配金 (公民館)
- (エ)首里公民館使用料 (11月8日～11月15日) (公民館)
- (オ)首里公民館複合機および印刷機使用料 (1月分) (公民館)

エ 契約期間を遡及させる契約について(注意事項)

次の(ア)～(シ)の契約については、契約の始期までに契約を締結することができず、契約書に記名押印した日の前日までに行われた行為を追認する旨の条項(以下「追認条項」という。)を設けることにより、契約

期間を遡及させる契約となっている。

地方自治法第234条の解釈として、地方財務実務提要2（地方自治制度研究会編集）によれば、「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。

契約の締結に当たっては、急を要する等のやむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約の始期までに契約を成立させるよう努められたい。

- (ア) なはし創業就職サポートセンター運営事業等業務委託（商工農水課）
- (イ) なはICT産業振興ガイドライン策定事業委託業務（商工農水課）
- (ウ) 那覇市未来の担い手育成に向けたキャリア教育支援事業委託業務（商工農水課）
- (エ) インキュベート施設機能強化事業業務委託（商工農水課）
- (オ) 乗用昇降機保守点検業務委託（若狭図書館）（図書館）
- (カ) 小禄南・若狭・石嶺・繁多川図書館複写機賃貸借契約（図書館）
- (キ) デジタルリーダープリンター賃貸借契約（図書館）
- (ク) 健康診断業務委託契約（学校教育課）
- (ケ) 令和4年度学校コンピュータ機器等の賃貸借及びソフトウェア提供に関する賃貸借契約（全中学校）（学校教育課）
- (コ) 令和4年度学校コンピュータ機器等の賃貸借及びソフトウェア提供に関する賃貸借契約（首里地区）（学校教育課）
- (サ) 令和4年度学校コンピュータ機器等の賃貸借及びソフトウェア提供に関する賃貸借契約（那覇地区）（学校教育課）
- (シ) 令和4年度学校コンピュータ機器等の賃貸借及びソフトウェア提供に関する賃貸借契約（小禄・真和志地区）（学校教育課）

オ 予定価格の設定漏れについて（注意事項）

次の(ア)～(ウ)の業務委託については、予定価格が設定されていなかった。

当該業務委託は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号又は第5号に基づく随意契約となっているが、那覇市契約規則第22条に基づき、随意契約においても予定価格を定める必要がある。

予定価格の設定に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

- (ア) 泊小学校3年生系統空調機修繕契約（施設課）
- (イ) 石田中学校体育館床下鉄製支持脚修繕契約（施設課）
- (ウ) 学校給食献立作成用栄養管理システム保守業務委託（学校給食課）

(3) 各部署の指摘事項等

【経済観光部】

○ 商工農水課

ア 産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約について（是正事項）

産業廃棄物の運搬及び処分については、本市を排出事業者として、許可を有する収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ書面による委託契約をしなければならない。

しかし、那覇市 I T 創造館巾木等業務委託は、産業廃棄物の運搬及び処分について、本市が排出事業者となることなく、許可を有しない受託事業者と産業廃棄物の運搬及び処分を含む業務委託契約を行い、同受託事業者が排出事業者となっている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項は、事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない旨、同法第12条第5項は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、同法第14条第12項に規定する収集運搬業者、処分業者にそれぞれ委託しなければならない旨定めている。さらに、同法施行令第6条の2第4項は、産業廃棄物の運搬、処分に係る委託契約は書面により行う旨定めている。

産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約については、関係法令等を遵守し、適正に行われたい。

○ なはまち振興課

ア 使用料の不納欠損処分について（要望事項）

公設市場使用料の収入未済額のうち時効が完成して消滅した債権については、那覇市公設市場使用料等不納欠損処分基準第2条の規定に基づき、令和元年度までは不納欠損処分が行われているが、それ以降は行われていない。

地方自治法第236条第1項は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する旨定めている。また、昭和27年6月12日行政実例において不納欠損は、すでに調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱であるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきであるとされている。

不納欠損処分に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

イ 支出負担行為の手続きについて（注意事項）

まちなか公衆トイレ子メーター取付工事は、予算の流用により施工しているが、支出負担行為日が予算の流用決定前となっており、予算の確

保がされていない事務処理となっている。

那覇市予算決算規則第22条は、地方自治法第232条の3の規定による支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）をしようとするときは、予算の範囲内において行わなければならない旨定めている。

支出負担行為の手続きに当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 観光課

ア 契約期間を遡及させる契約について（注意事項）

令和4年度那覇ハーリー及び那覇大綱挽まつり会場設営等業務委託については、コロナ禍の開催に向けて、関係機関との調整業務が4月から発生していたが、10月4日に契約を締結している。そのため契約書中に4月1日から契約締結日の前日までになされた行為を追認する旨の条項を設け、契約期間を遡及させる契約となっている。

地方自治法第234条第1項第5号によれば、地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないとされており、契約締結日までの（約6カ月）間は、受託者に対し履行の請求ができないにもかかわらず、受託者は当該業務を4月より実施しており、適切な方法とはいえない。

当該契約の締結に当たっては、天災等による開催の有無に関係なく事業計画に基づき、契約の始期までに契約を成立されるよう努められたい。

【生涯学習部】

○ 総務課

ア 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

資金前渡のうち、7月15日に受領したその他の給付に該当する旅費（航空運賃）については起算日の誤認により、また、7月25日に受領した交際費（弔電）については失念により、それぞれ精算事務の遅れが生じている。

那覇市会計規則第57条第1項第2号において、給与その他の給付については、前渡金を受けた日から起算すると規定され、また、同項第3号において、支払を終了した日から起算して7日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

○ 生涯学習課

ア 随意契約の予定価格について（注意事項）

石嶺文化スポーツプラザ用地賃貸借契約（地方自治法施行令第167の2第1項第2号を適用した随意契約）の予定価格については、那覇市契

約規則第20条第3号に定める額を超えているにもかかわらず、同規則第22条第3項を適用し、予算額を予定価格とみなしている。

当該契約の予定価格においては、同条第1項に基づき、あらかじめ予定価格調書その他の文書において定める必要がある。

随意契約の予定価格に当たっては、関係規則を遵守し、適正に定められたい。

○ 市民スポーツ課

ア 調定額の変更手続きについて（注意事項）

中学校運動場使用料のうち雨天により利用できなかった使用料については、還付した際に収入の減額調定を行わなかったため、収入未済額として計上されている。

調定した事項に変更すべき事由が生じた場合は、那覇市会計規則第22条において調定額の変更等必要な手続きを行う旨定めている。

調定額の変更に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

○ 施設課

ア 公有財産取得通知の遅れについて（注意事項）

借用校地購入事業（中学校）においては、令和5年2月15日付けで土地購入の売買契約を締結、同年3月3日付けで登記完了し、土地を取得しているが、総務部長に公有財産取得通知を令和5年9月25日付けで遅れて提出している。

那覇市公有財産規則第11条では、各部の部長は、公有財産を取得したときは速やかに取得を証する書面の写しを添えて公有財産取得通知書により総務部長に通知しなければならないとされている。

公有財産の取得後の手続きに当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

【学校教育部】

○ 学校教育課

ア 契約事務について（注意事項）

廃棄薬品類収集・運搬処理業務委託（小学校・中学校）の契約については、当該業務委託が可能な3業者へ見積りの依頼を行い、2人の者からは業務多忙により見積書の提出がされなかったため、見積書を提出した1人の者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約をしている。

当該条項第2号は、不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの

をするときと規定している。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われない。

イ 1 者見積りによる随意契約について（注意事項）

自然教室実施事業に係るバス借り上げ契約については、那覇市契約規則第 20 条第 3 号により随意契約を締結しているが、33 件中 9 件については、1 人の者のみから見積書を徴している。

那覇市契約規則第 23 条第 1 項は、随意契約によろうとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

ウ 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(ウ)までの 3 事業 12 件は、使用料等の支払いのため受領した前渡金について、期限内に精算が行われず、精算遅延となっている。

那覇市会計規則第 57 条第 1 項第 1 号は、用務が終了した日から起算して 7 日（本市の休日の日数は、参入しない。）以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

(ア)生徒サポーター派遣事業（1 件）

(イ)小学校環境衛生管理費（1 件）

(ウ)自然教室実施事業（10 件）

○ 教育相談課

ア 1 者見積りによる随意契約について（注意事項）

次の 2 件の賃貸借契約、①子ども寄添支援員「片袖事務机」②むぎは学級支援員「片袖事務机」は、那覇市契約規則第 20 条第 3 号の規定を適用し 2 件とも同じ業者と随意契約している。しかし、同 2 件の契約にあたっては、事務机を引き続き使用することを理由に、前年度に契約した業者 1 人の者のみから見積書を徴し、それぞれ同じ業者と引き続き契約を行っている。

那覇市契約規則第 23 条第 1 項は、随意契約によろうとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

イ 交通 I C カードの紛失について（注意事項）

子ども寄添支援員配置事業において、令和 5 年 5 月 16 日に寄添支援員が学校等を訪問する際、モノレール等乗車用の交通 I C カードオキカ（以下「I C カード」という。）（残高約 6,000 円）を使用後に紛失した。紛失した場所等は不明で、関係各所への問合せや遺失物の届けを行って

いるが、見つかっていない状況である。また、当該 I C カードは無記名式となっており紛失等による返金の処理ができないものとなっている。

この I C カードは、金券類に相当する物品であり、適切な管理及び使用を行われたい。特に教育相談課においては、紛失した I C カードを含め、子ども寄添支援員分（18 人分）、さらに他事業を含めると 32 枚と多数を使用しており、慎重な取り扱いを図られたい。

○ 学務課

ア 支払い遅延の防止について（注意事項）

小学校管理運営費の学校割当予算分は、各学校において支払処理がなされているが、タクシー使用料や複写機料金の支払いの一部において、請求日から学校受領日までの期間が最長 27 日かかっており、その理由も把握されていなかった。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 6 条は、請求書受理後、工事代金については 40 日、その他の給付に対する対価については 30 日以内に支払う旨定めている。

支払事務に当たっては、請求書の受領を組織として適切に行うとともに、関係法令を遵守し、支払い遅延が起らないよう業務管理を行われたい。

イ 財務書類の適切な管理について（注意事項）

中学校管理運営費の学校割当予算分は、支払完了後に各学校にて当該財務書類を保管するものであるが、石田中学校複写機料金の書類 1 件が紛失していた。

那覇市立学校文書取扱規程第 23 条では、文書を常に整然と分類して整理し、保管することが、また同規程第 24 条では、文書はフォルダーに入れてキャビネットの所定の位置に収納することが定められている。

財務書類の管理に当たっては、関係規程を遵守し、適正な整理及び保管を行われたい。

○教育研究所

ア 契約締結の手続き遅れについて（要望事項）

警備業務委託契約については、令和 3 年 3 月 23 日に制限付き一般競争入札を実施して同日に落札決定し、同年 4 月 9 日に契約書を締結している。

那覇市契約規則第 25 条において、落札者は、やむを得ない理由がある場合を除き、落札決定の通知を受けた日から 7 日以内に契約書を作成することとされている。

那覇市契約規則逐条解説では、同条は、落札決定後速やかに契約締結に至るように手続きを行う旨の訓示的規定で、7 日以内の契約書作成に至らなかったときには、その理由を明らかにしておくこととされている。

落札決定の通知後の 7 日以内に、契約書作成に至らなかった場合には、

関係書類への記載など、その理由を明らかにするよう努められたい。

イ 随意契約に係る適正な条項適用について（注意事項）

校舎移転に伴うネットワーク機器の移設に係る契約については、那覇市契約規則第20条第1号を適用し、契約書の作成を省略している随意契約が11件あった。

当該契約は、ネットワーク機器の安全面を優先する視点でネットワーク機器の保守事業者を契約の相手方として特定していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用が望ましい。

随意契約による契約の場合には、契約の内容等に応じて条項適用するとともに、契約書の作成など関係規則に定められている事務の適正な執行に努められたい。

2 その他

(1) 情報セキュリティの強化について

令和4年10月13日にサイバー攻撃（ランサムウェア）により発生した本市図書館システムの障害については、検出事象から最新のソフトウェアの更新が行われなかった当該システムの脆弱性をつかれた可能性が高いとのことである。

那覇市情報セキュリティポリシーでは、不正アクセスを防止するため、ソフトウェアを常に最新の状態に保たなければならない等を定めている。

情報システムにおいては、那覇市情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティの強化に努められたい。

(2) 起案文書における根拠条文及び適用理由の記載について

契約に係る起案文書において、随意契約の根拠条文のみを記載し、なぜその条項が適用されるのか具体的な理由の記載がないもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用する場合を除く。）や、見積書の徴取を1者とした契約において根拠条文の記載がないもの等が散見された。

起案文書は、行政機関の意思決定の準備手続きとなる文書であることから、その意思決定の判断が適切に行えるよう、根拠条文やその適用理由を明記するよう努められたい。

